

総合評価方式特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、総合評価方式に関し必要な事項を定めるものとし、この特記仕様書に記載されていない事項は、埼玉県土木工事共通仕様書によるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工事名 R7重給管八木崎線（5-325）更新工事（概数設計）
工事場所 春日部市中央二丁目外2地内

(技術資料の内容の履行及び費用負担)

第3条 受注者は、入札時に提出した技術資料の内容を履行しなければならない。

ただし、契約後、発注者が受注者にその履行について指示するものは、この限りではない。

2 前項に基づく履行及びその品質の確認等に係る試験及び資料の作成に係る費用は、受注者の負担とする。

(配置する技術者)

第4条 受注者は、配置を予定する技術者（以下、「配置予定技術者」という。）として技術資料に記載した者を、契約後、当該工事の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人のいずれかとして配置しなければならない。なお、配置予定技術者を複数名挙げた場合は、そのうち少なくとも1名を配置しなければならない。

ただし、橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事については、工場製作のみの期間の配置予定技術者の配置は求めない。

2 前項に基づき配置した技術者（以下、「配置技術者」という。）の途中交代は原則認めない。

ただし、交代が認められる場合としては、配置技術者の死亡、疾病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が大幅に延長された場合

② その他

なお、いずれの場合であっても、交代後に交代前の配置技術者が同等以上の技術能力（技術資料の審査で評価した者と同等以上）を有する者が配置されていなければならない。

3 受注者は、前項ただし書きに基づき配置技術者を変更しようとする場合は、やむを得ない事情を証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

4 必要に応じて、交代後の配置技術者が、交代前の配置技術者を同等以上*の技術能力を有することを証明する資料を発注者に提出し、承諾を得るものとする。

*同等以上とは、「配置予定技術者の技術能力」の合計点以上、候補者を複数挙げている場合は、合計点が最も低い者の点数以上

5 入札参加の際は、上記内容を十分考慮したうえで、配置予定技術者を選任する

ものとする。

（履行内容の確認）

第5条 受注者は、技術資料に基づき様式2「履行確認シート」を作成し、施工計画書に添付しなければならない。

2 受注者は、技術資料の内容を履行したときは、履行が確認できる資料を添付の上、速やかに、その旨を発注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に受注者の立会いの上、技術資料の内容の履行を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

なお、履行の確認にあたり必要があると認められるときは、発注者はその理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して確認することができる。

4 履行の確認又は復旧に要する費用は、受注者の負担とする。

（技術資料の内容の不履行）

第6条 発注者は、様式3「技術資料の履行について」の通知を受理した際に技術資料の内容を受注者の責めにより満たすことができないと判断した場合は、その該当する評価項目を不履行とみなす。

受注者は、不履行の場合、違約金として、不履行となった評価項目の配点に応じた金額（配点1.0点を請負代金の1%に相当させた金額。ただし、5%を上限とする。）を支払わなければならない。この場合発注者は、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行う。

なお、発注者は、このことにより、春日市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止を受けることがある。

2 発注者は、技術資料の内容の履行に際して、第3条第1項ただし書きに該当する事項については、前項の定めを適用しない。

（技術資料の虚偽記載）

第7条 発注者は、契約締結後に、技術資料に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなし、その結果を受注者に通知しなければならない。なお、第4条第3項に係る資料に虚偽の記載があった場合も同様とする。

受注者は、虚偽記載の場合、違約金として、請負代金額の5%を支払わなければならない。この場合、発注者は、工事成績評定の減点（-5点、2項目以上は-10点）を行う。

なお、受注者は、このことにより、春日市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止を受けることがある。

（不服の申出）

第8条 受注者は、発注者から第6条または第7条の措置についての通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日以内（閉庁日を除く）に、発注者に不服を申し出ることができる。

ただし、春日市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく場合を除く。